

平成27年 1月15日

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するためには、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国の労働者一人平均の総実労働時間は 1700 時間台まで減少してきている中で、徳島県においては、1800 時間台で推移しており、平成 25 年は 1813 時間と、全国平均を 67 時間上回っています。更に、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として 2000 時間を超えていました。また、年次有給休暇の取得率をみましても、48.3%と低い水準にとどまっています。

このため、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014 ー未来への挑戦ー」におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題となっています。

さらに、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、取り組む必要があるものです。

企業においては、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められています。

企業における働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

そこで、徳島労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、12月25日に「徳島労働局 働き方改革推進本部」を設置し、徳島県とともに、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望されます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、貴団体自らが働き方改革に向けた取組を実践していただくとともに、メッセージを発信していただくなど、働き方改革の実現に向けた地域全体の気運の醸成に御協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

徳島労働局長

相野 浩平

徳島県商工労働部長

酒池 由季